

概要

- 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、書類の省略を認めることとするもの

対象となる機関

過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 電子届出システムの利用者登録をしている

省略を認める書類

- ① 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11号）
- ② 登記事項証明書
- ③ 業務執行に關与する役員住民票又は特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）
- ④ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ⑤ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ⑥ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ⑦ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料
- ⑧ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）
- ⑨ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号）
- ⑩ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号）

※書類を省略する場合は、対象となる機関であることを証明する資料、書類の省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号。対象となる機関⑥については加えて参考様式第1-30号。）を提出することが求められる。

実施日等

- 令和4年8月30日 出入国在留管理庁HPで公表・運用開始
- 令和6年4月1日 対象となる機関⑥の追加を出入国在留管理庁HPで公表・運用開始

受入れ機関（法人）が、当該機関で技能実習を行っていた技能実習生を雇用し、支援を登録支援機関に全部委託する場合

■在留資格変更許可申請

計18点

- ① 特定技能雇用契約書の写し
- ② 雇用条件書の写し
- ③ 健康診断個人票
- ④ 申請人の個人住民税の課税・納税証明書
- ⑤ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑥ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑦ 分野に関する必要な書類（技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の写し）等
- ⑧ 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ⑨ 雇用の経緯に係る説明書
- ⑩ 徴収費用の説明書
- ⑪ 特定技能所属機関概要書
- ⑫ 登記事項証明書
- ⑬ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ⑭ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書
- ⑮ 労働保険料等納付証明書
- ⑯ 社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し
- ⑰ 税務署発行の納税証明書
- ⑱ 法人住民税の市町村発行の納税証明書

左の場合であって、受入れ機関が書類省略の対象となる機関に該当する場合

■在留資格変更許可申請

計9点

- ① 特定技能雇用契約書の写し
- ② 雇用条件書の写し
- ③ 健康診断個人票
- ④ 申請人の個人住民税の課税・納税証明書
- ⑤ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑥ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑦ 分野に関する必要な書類（技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の写し）等
- ⑧ 書類省略の対象機関であることを証明する資料
- ⑨ 書類の省略に当たっての誓約書

特定技能の申請に必要な書類（試験ルート）



受入れ機関（法人）が、技能試験等に合格した外国人を新規に雇用し、支援を登録支援機関に全部委託する場合

■在留資格変更許可申請

計20点

- ① 特定技能雇用契約書の写し
- ② 雇用条件書の写し
- ③ 健康診断個人票
- ④ 申請人の個人住民税の課税・納税証明書
- ⑤ 申請人の国民健康保険被保険者証の写し
- ⑥ 申請人の国民年金保険料領収書の写し
- ⑦ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑧ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑨ 分野に関する必要な書類(特定技能評価試験の合格証明書の写し)等
- ⑩ 特定技能外国人の報酬に関する説明書
- ⑪ 雇用の経緯に係る説明書
- ⑫ 徴収費用の説明書
- ⑬ 特定技能所属機関概要書
- ⑭ 登記事項証明書
- ⑮ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ⑯ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書
- ⑰ 労働保険料等納付証明書
- ⑱ 社会保険料納入状況回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し
- ⑲ 税務署発行の納税証明書
- ⑳ 法人住民税の市町村発行の納税証明書

左の場合であって、受入れ機関が書類省略の対象となる機関に該当する場合

■在留資格変更許可申請

計11点

- ① 特定技能雇用契約書の写し
- ② 雇用条件書の写し
- ③ 健康診断個人票
- ④ 申請人の個人住民税の課税・納税証明書
- ⑤ 申請人の国民健康保険被保険者証の写し
- ⑥ 申請人の国民年金保険料領収書の写し
- ⑦ 1号特定技能外国人支援計画書
- ⑧ 登録支援機関との支援委託契約に関する説明書
- ⑨ 分野に関する必要な書類(特定技能評価試験の合格証明書の写し)等
- ⑩ 書類省略の対象機関であることを証明する資料
- ⑪ 書類の省略に当たっての誓約書